

件名	愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	公営企業管理局
根拠法令等	地方公営企業法第4条 医療法施行令第3条の2
<p>【改正の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県立中央病院の病床数の見直し（864床→827床） ○県立新居浜病院の病床数の見直し（350床→329床） ○県立病院の診療科目の見直し <p>〔改正条例〕</p> <p>愛媛県公営企業の設置等に関する条例</p> <p>〔改正理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中央病院新本院の開院（H25.5.4）に伴うもの ○宇摩医療圏における病床再編計画に基づくもの ○平成18年の医療法改正（広告可能な診療科名の改正）等に伴うもの 	
施行日	中央病院に係る規定は平成25年5月4日（新本院開院日）、その他の規定は同年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	